

# 序章

---

はじめに



## 序章 はじめに

### 1 計画策定の背景と目的

栃木市は、栃木県の南部に位置しており、首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸と、太平洋と日本海の玄関口を結ぶ東西交通軸の結節点に位置するという地理的優位性を有しており、多様な交流が容易となる恵まれた立地条件が強みの都市である。また、豊かな自然環境に恵まれており、市南部にはラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地<sup>わたらせゆうすいち</sup>など、県南のシンボリックな自然景観を有している。

市内各所において、旧石器時代の石器や縄文時代の集落跡が見つかるなど、古くから人が住む地域であり、律令時代には、現在の栃木県域とほぼ同じ下野国<sup>しもつけのくに</sup>の国府が置かれるとともに、東山道<sup>とうさんどう</sup>が敷かれ政治や交通の要衝であった。

江戸時代には、日光例幣使街道<sup>にっこうれいはいし かいどう</sup>が通り、富田宿<sup>とみだじゅく</sup>、栃木宿<sup>とちぎじゅく</sup>、合戦場宿<sup>かつせんばじゅく</sup>、金崎宿<sup>かなさきじゅく</sup>の宿場が置かれ、現在のまちの基礎を築いた。また、江戸後期以降は、栃木河岸<sup>がし</sup>、部屋河岸<sup>へや</sup>、新波河岸<sup>にっば</sup>など渡良瀬川と巴波川<sup>うずまがわ</sup>を利用した舟運<sup>しゅううん</sup>による物資の集散地として発展した。

明治時代には、栃木県の県庁所在地となったが、時の県令が、この地域の自由な風土から自由民権運動の拠点の一つとなっていたことを嫌い、現在の宇都宮市<sup>うつのみや</sup>に県庁を移したとされている。また、明治後期から大正時代にかけて、周辺の河川の治水を目的に渡良瀬遊水地が整備されるが、その際にも谷中村<sup>やなかむら</sup>が廃村となるなど、数々の歴史の舞台となった。

このような歴史の面影として日光例幣使街道の形状や町割りとともに、商業活動を象徴する見世蔵<sup>みせくら</sup>や木造店舗、土蔵<sup>どぞう</sup>等多くの歴史的な建造物が残されており、商都としての豊かさがもたらした山車祭り<sup>だし</sup>も町の誇りとして今日まで守り続けられ、商業地として発展した時代をよく継承している。各地域においても地域固有の祭礼や伝統が受け継がれており、また、独自の産業・活動が発展するなど、歴史的資源である歴史的な建造物とともにそれらが一体となった良好な市街地の環境を形成している。

栃木市では、平成2年度（1990）から「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、市中心部を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、良好な景観を整備及び保全することで、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担い、地域の活性化に資するよう、市、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的に取り組んできた。平成23年度（2011）からは、「歴史的町並み景観形成地区」の一部を文化財として保存し、活用を図ることとし、「嘉右衛門町<sup>かえもんちょう</sup>伝統的建造物群保存地区」（以下「嘉右衛門町伝建地区」という。）を指定し、現状変更の規制が盛り込まれた保存計画を策定し、行政が住民と協力しながら歴史的な町並みの保存・整備を進めている。また、平成27年（2015）4月に「栃木市景観計画」を策定し、市内全域を「景観計画区域」とし、現在、さらなる歴史的町並みの保全活用を図るために「重点地区」の指定を目指している。

こうした歴史的資源を活用したまちづくりの取組みにより、歴史・文化・景観を大切にしたいまちづくりの必要性が市民に浸透してきているが、近年において各分野での後継者不足が深刻な課題となっており、管理することが困難となった歴史的建造物が取壊される状況も発

## 序章 はじめに

生し、町並みを保存していくうえで建造物の活用がうまくできなくなっている。また、伝統産業・伝統工芸や伝統芸能等においても、維持が困難になってきているものもあり、栃木固有の歴史的風致が失われる恐れもある。

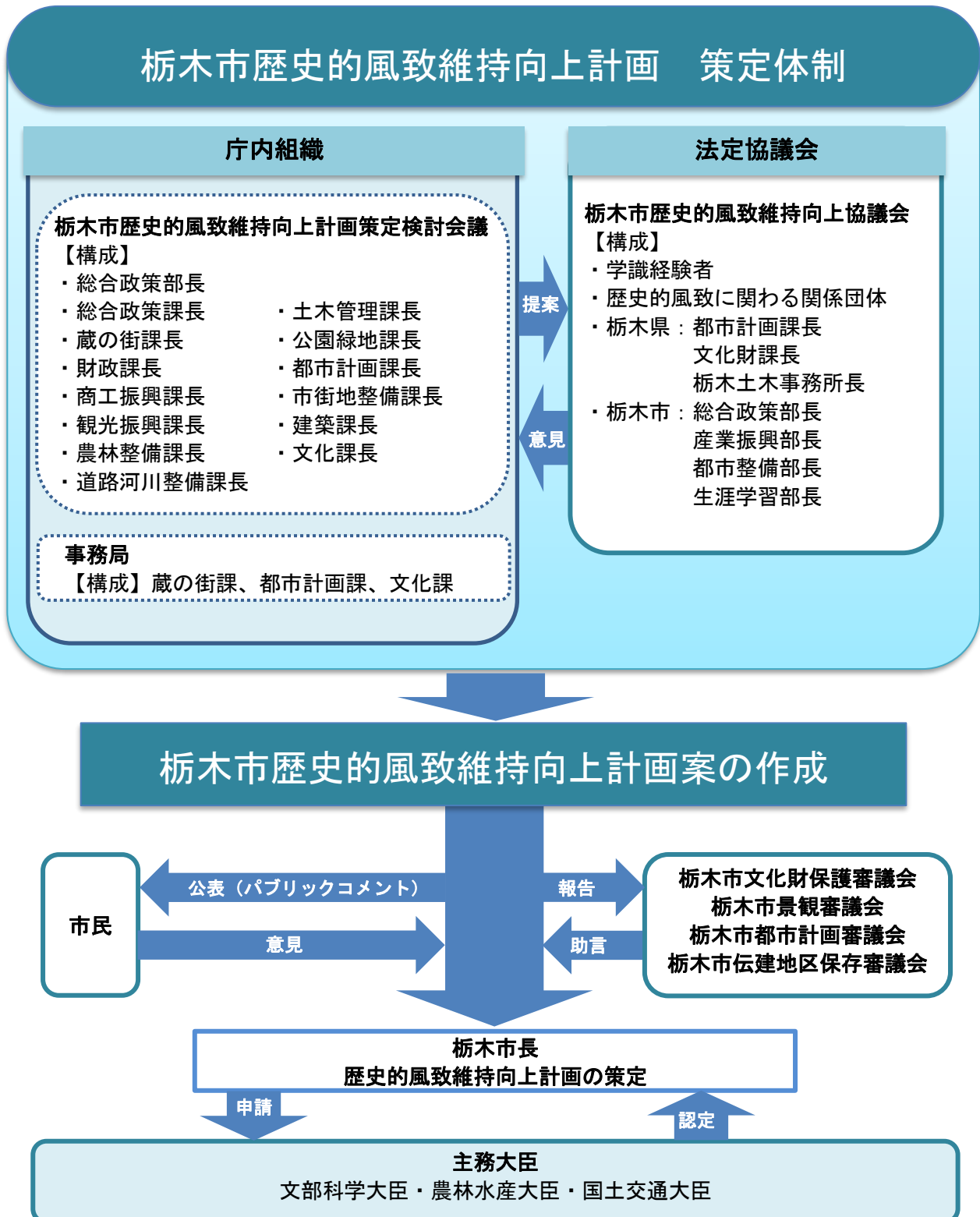
こうした状況を踏まえ、栃木市では、歴史と伝統により培われた人々の活動が根付いており、これまで維持されてきた栃木固有の歴史的文化や風情、たたずまいを、今後とも維持し、さらに向上させることを目指し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年（2008）法律第40号）」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、「栃木市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019）から令和10年度（2028）の10年間とする。

### 3 計画の策定体制

本計画は、庁内組織において課題の整理、歴史的風致及び施策・事業等の検討を行い、学識経験者や各種団体等の意見を反映させるための歴史まちづくり法第 11 条に基づく「栃木市歴史的風致維持向上協議会」において計画案の協議をし、各種審議会 of 助言及びパブリックコメントによる市民意見等を経て策定を進めた。



## 栃木市歴史的風致維持向上協議会 委員構成（敬称略）

区分	氏名	所属等	備考
会長	苅谷 勇雅	小山工業高等専門学校名誉教授 元文化庁文化財鑑査官	
副会長	初山 孝行	元とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター副所長	
委員	増山 正明	足利大学名誉教授	
	是澤 博昭	大妻女子大学教職総合支援センター教授	
	高橋 悦男	栃木市自治会連合会第1地区連合会長	
	菅沼 誠一	栃木市自治会連合会第2地区連合会長	
	杉戸 洋	栃木市自治会連合会第5地区連合会長	
	大橋 智	民俗芸能保存会代表（小天狗流杖術保存会長）	
	寺内 誉迪	村檜神社宮司	
	山本 香奈子	NPO 法人とちぎ蔵の街職人塾	
	笹沼 政行	栃木県県土整備部都市計画課長	
	山本 訓志	栃木県教育委員会事務局文化財課長	
	上野 寿幸	栃木県県土整備部参事兼栃木土木事務所長	
	永島 勝	栃木市地域振興部長	
	秋間 広行	栃木市産業振興部長	
	宇梶 貴文	栃木市都市建設部長	
名淵 正己	栃木市教育委員会事務局教育次長		

## 4 計画策定（変更）の経緯

本計画の策定経緯は、以下のとおりである。

栃木市歴史的風致維持向上計画策定の検討経過一覧

開催日	会議名等	主な検討の内容
平成 29 年（2017） 9 月 21 日	第 1 回策定検討会議	歴史まちづくり制度、 計画策定について、 歴史的風致について
平成 30 年（2018） 2 月 5 日	第 2 回策定検討会議	計画（骨子）について
平成 30 年（2018） 7 月 30 日	第 1 回歴史的風致維持向上協議会	計画策定体制、 計画策定スケジュール、 計画（骨子）について
平成 30 年（2018） 8 月 21 日	第 3 回策定検討会議	計画（素案）について
平成 30 年（2018） 10 月 26 日	第 2 回歴史的風致維持向上協議会	計画（素案）について
平成 30 年（2018） 11 月 15 日	第 4 回策定検討会議	計画（案）について
平成 30 年（2018） 12 月 26 日 ～ 平成 31 年（2019） 1 月 31 日	意見募集（パブリックコメント）	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 28 日	栃木市文化財保護審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 29 日	栃木市都市計画審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 29 日	栃木市景観審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 2 月 5 日	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 2 月 12 日	第 3 回歴史的風致維持向上協議会	計画（案）について、 パブリックコメント結果
平成 31 年（2019） 2 月 20 日	栃木市歴史的風致維持向上計画認定申請	
平成 31 年（2019） 3 月 26 日	栃木市歴史的風致維持向上計画認定	

序章 はじめに

開催日	会議名等	主な検討の内容
令和元年（2019） 8月29日	第4回歴史的風致維持向上協議会	
令和2年（2020） 2月	歴史的風致維持向上協議会	意見聴取
令和2年（2020） 3月6日	変更の認定申請	
令和2年（2020） 3月24日	変更の認定	
令和2年（2020） 5月	第5回歴史的風致維持向上協議会	文書による意見照会
令和3年（2021） 2月	歴史的風致維持向上協議会	意見聴取
令和3年（2021） 3月3日	変更の認定申請	
令和3年（2021） 3月15日	変更の認定	
令和4年（2022） 2月25日	変更の認定申請	
令和4年（2022） 3月29日	変更の認定	
令和5年（2023） 2月29日	軽微な変更の届出	